

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二五
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 二五
- 地籍調査に関する事業計画を定めたる件 二五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二五
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 二五
- 土砂災害警戒区域の指定を解除する件 二五
- 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 二五
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 二五
- 土地区画整理組合の解散を認可した件 二五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二五
- 産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので公告する件 二五
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二五
- 福島県を発注者として競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格並びに当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期等を公示する件 二五
- 福島県選挙管理委員会
不在者投票のできる施設として指定した件 二五
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 二五
- 正 誤
○平成二十一年三月二十七日付け号外第十八号中 二五
○平成二十一年四月十日付け定例第二千七百一十一号中 二五

告示

福島県告示第二百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年四月十七日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事
須賀川南クリニク	須賀川市広表七七一	佐藤 雄平 指定年月日 平成二十一年四月三日
アルファ薬局	二本松市若宮二一六二一七	同 年三月二日
なの花薬局双葉店	双葉郡双葉町新山字久保前六九一一	同 年四月一日 (社会福祉課)

福島県告示第二百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年四月十七日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事
南相馬市しらゆり訪問看護ステーション	南相馬市原町区小川町三三一一	佐藤 雄平 廃止年月日 平成二十一年三月三十一日 (社会福祉課)

福島県告示第二百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十一年四月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名 住所 施術所名 施術所の所在地 指定年月日
 渡邊亮二 いわき市平菅波字新 わたなべ整 双葉郡広野町下浅見川 平成二十二年三月一日
 屋敷六一 屋敷六一 骨院 字広長八七 月一日
 (社会福祉課)

福島県告示第二百七十八号
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六條の三第二項の規定により、平成二十一年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。
 平成二十一年四月十七日
 福島県知事 佐藤 雄平

調査を行う者の名称	調査地	調査期間
福島市	立子山第一三 大波第一 大波第二	平成二十二年三月二日
会津若松市	神指町第五一二	同
郡山市	田母神第四 福良南郷第二 福良南郷第三	同
いわき市	上永井A 大平F 上永井B 旅人H	同
白河市	立石山	同
須賀川市	江花第四 江花第五 滝第二	同
伊達市	梁川第五 梁川第六 堰本第六 石田第八 石田第九 石田第七	同
伊達郡国見町	泉田第四 泉田第五 泉田第六	同
岩瀬郡天栄村	牧本第一八 牧本第一九	同
南会津郡下郷町	芦ノ原第一 芦ノ原第二	同
同 郡只見町	榎戸第三 榎戸第四	同

同 郡南会津町	高野第一 高野第二 舘岩第二三	同
耶麻郡北塩原村	大塩第三 大塩第四	同
同 郡磐梯町	法正尻第四	同
河沼郡湯川村	栗ノ宮 勝常	同
同 郡柳津町	細八第三	同
大沼郡会津美里町	相川	同
東白川郡塙町	板庭一 板庭二	同
同 郡鮫川村	大戸中第一 大戸中第二	同
双葉郡葛尾村	野川第二	同

(農村計画課)

福島県告示第二百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十條第二項の規定により、会津中央土地改良区から平成二十一年四月六日付けで申請のあった定款の変更について、同月十日認可した。
 平成二十一年四月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第二百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十條第二項の規定により、袋原土地改良区から平成二十一年四月六日付けで申請のあった定款の変更について、同月十日認可した。
 平成二十一年四月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第二百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第百二十九号)第二十九條の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年四月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

田村郡小野町大字塩庭字平内二二、大字南田原井字沼ノ平九二の一、九四

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第二百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。
平成二十一年四月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
飯土用	白河市大信豊地字飯土用	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂防課)

福島県告示第二百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のと

おり指定を解除する。

平成二十一年四月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
飯土用	白河市大信豊地字飯土用	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂防課)

福島県告示第二百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十一年四月十七日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
飯土用	白河市大信豊地字飯土用	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
-----	-----	---------------------	--------------------------------

飯土用	白河市大信豊地字飯土用	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
-----	-------------	---------	---------

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂防課)

福島県告示第二百八十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十一年四月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 土地区画整理組合の名称 会津坂下町坂下西第二土地区画整理組合
- 二 事務所所在地 河沼郡会津坂下町字中岩田二千七番地
- 三 解散の理由 事業の完成
- 四 設立認可の年月日 平成十年十二月八日
- 五 解散認可の年月日 平成二十一年四月十日

(まちづくり推進課)

公 告

公告第二百二二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年四月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年四月六日
- 二 名称 特定非営利活動法人みんなの生活応援隊
- 三 代表者の氏名 渡部 一樹
- 四 主たる事務所の所在地 福島県喜多方市字中川原四千四百七十八番地十一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、喜多方市を中心とする住民に対して、地域づくりや住民生活の支援に

関する事業を行い、活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百三三号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第十条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十一年四月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 株式会社クリンテック 代表取締役 反後 堯雄
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区 福島県福島市飯坂町中野字赤落二七番地
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類 福島県福島市飯坂町中野字朴沢及び一本楯地内 管理型最終処分場
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分用に供される場所の面積及び埋立容量) 埋立地の面積 一〇四、六〇〇平方メートル 埋立容量 一、七五二、〇〇〇立方メートル

(産業廃棄物課)

公告第二百四四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、富岡町から富岡都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する図書 総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第二百五五号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二百七十四条の二第四項の規定により、平成二十一年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該

入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格並びに当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成十九年福島県告示第六百六十号）又は福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成二十年福島県告示第三百号）に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

平成二十一年四月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

第一 競争入札に参加することができない者

次の一から六までのいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

二 工事若しくは製造の請負の契約又は物品の買入れその他の契約に關して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から二年を経過していない者

三 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）の審査に關する申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者

四 県税を滞納している者

五 消費税又は地方消費税を滞納している者

六 審査基準日（知事が定める資格の審査の基準となる日という。）の属する営業年度の前営業年度において業としての物品の販売又は修繕の実績のない者

第二 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、知事に資格の審査を申請し、申請日の直前二年の各営業年度における業としての物品の販売又は修繕の実績及び主要な取扱品目について製造業、販売業又は修繕業の区分に応じ審査を受け、資格を有する者（以下「入札参加有資格者」という。）として認定された者とする。

第三 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に申請日の直前一年の各営業年度の財務諸表その他知事が定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第四 資格の審査の申請の時期

申請は、随時に受け付ける。

第五 申請書の提出先

申請書は、福島県出納局入札用度課又は福島県地方振興局出納室に提出すること。

第六 申請書の用紙等の入手方法

申請書及び所定の添付書類の用紙等の入手方法は、福島県出納局入札用度課（郵便番号九六〇―八六七〇）福島県福島市杉妻町二番十六号 電話〇二四―五二一―七五六三）、福島県中地方振興局出納室（郵便番号九六三―八五四〇）福島県郡山市麓山一丁目一番一号 電話〇二四―九三五―一四七二）、福島県南地方振興局出納室（郵便番号九六一―〇九七一）福島県白河市字昭和町二百六十九番地 電話〇二四八―二三一―六五四四）、福島県会津地方振興局出納室（郵便番号九六五―八五〇一）福島県会津若松市追手町七番五号 電話〇二四二―二九一―五四七二）、福島県南会津地方振興局出納室（郵便番号九六七―〇〇〇四）福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二千二百七十七番地一 電話〇二四一―六二一―五三三二）、福島県相双地方振興局出納室（郵便番号九七五―〇〇三一）福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 電話〇二四四―二六一―一三〇二）又は福島県いわき市地方振興局出納室（郵便番号九七〇―一八〇二六）福島県いわき市平字梅本十五番地 電話〇二四六―二四一―六〇四三）に問い合わせること。

第七 申請書等の作成に用いる言語等

一 申請書及び申請日の直前一年の各営業年度の財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の添付書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

二 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算して、記載すること。

第八 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第九 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿への登録

第二による審査の結果に基づき、入札参加有資格者として認定された者については、別表の営業種目ごとにその氏名又は名称その他必要な事項を物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録するものとする。

第十 資格の有効期間

資格の有効期間は、当該資格が認定された日から平成二十二年三月三十一日までとする。

第十一 変更の届出

入札参加有資格者は、次の事項について変更があったときは、速やかに、その内容を所定の用紙により知事に届け出なければならない。

一 商号又は名称

二 代表者の氏名

三 住所又は所在地

四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項

第十二 資格の取消し

入札参加有資格者が第一の一から三までのいずれかに該当するに至ったときは、資格を取り消すことがある。

第十三 資格の有効期間の更新手続

資格の有効期間の更新をしようとする者は、平成二十一年度中に資格等について告示する予定であるので、その告示に基づき申請書を提出すること。

第十四 この公告に関する問い合わせ先

福島県出納局入札用度課（郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十
六号 電話〇二四―五二一―七五六三）

別表

営業種目

印刷製本類 文房具・事務機器類 コンピュータ類 印章類 用紙類 医療・福祉機
器類 医薬品・衛生材料類 写真用品類 理化学機器類 電気・通信機器類 車両・
船舶類（二輪車を含む。） 建設機器類 農畜林産機器類 水産機器類 工作機器類
自動販売機・発券機類 燃料・油脂類 衣料・寝具類 日用雑貨類 百貨 食料品
類 農林水産資材類 建材・資材類 楽器・音楽用品類 美術・工芸品類 運動用品
類 書籍 時計・貴金属類 車両・船舶部品類 消防資材器具類 靴・かばん類 教
育用機器・教材類 業務用厨房機器類 冷暖房衛生器具類 動物 警察用機器類 家
具・木工具・室内装飾品類 看板・標識類 自動車修繕 その他の修繕 その他
（入札用度課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二
号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法
施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令
（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百零四条、第一百七十七条若しくは第百八十四
条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二
十一年四月十日次のとおり指定した。

平成二十一年四月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施設の名 称	施設の所 在地
あさかの杜ケアコミュニティそよ風	郡山市安積町成田字漆山四五

福島県選挙管理委員会告示第十九号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条

第四項（第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二
条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のでき
る施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十一年四月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
医療法人社団茶畑会立谷病 院	医療法人社団茶畑会相馬中 央病院	平成二十一年四月一日

正 誤

ペー 段 行	正 誤
三 上 六	正 誤

○平成二十一年三月二十七日付け号外第十八号中

「障がい者総合福祉センター次長」に、	「総合療育センター 総合療育センター
診療相談部長	を「総合療育センター診療 発達障がい者支援センター長」 相談部長」に
「障がい者総合福祉センター次長」に	

○平成二十一年四月十日付け定例第二千七百一十一号中

ペー 段 行	正 誤
二四二 下 七	正 誤
午前一一時三〇分	午後一一時三〇分